

平成26年3月26日

各(介護予防)通所介護事業所管理者様  
各居宅介護支援事業所管理者様  
各介護予防支援事業所管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業  
の指針」の策定について（通知）

日ごろは本市の健康福祉行政にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。  
標題の件につきまして、別添のとおり愛知県健康部高齢福祉課長から通知されま  
したのでお知らせします。

当該指針は、愛知県を中心として本市を始めとする県内行政機関関係者が検討を  
行ってきたものであることから、本市においても平成26年4月1日から同指針を適用  
しますので、取扱いについて特段の配慮をお願いします。

介護保険課指導係 TEL：052-972-3087・3494 FAX：052-972-4147